

電気事業法および関連法の改正に伴う内容変更

令和5年3月20日、電気事業法および関連法が改正・施行されました。

下記書籍の記載内容は、次の改正後の内容に置き換えてご使用ください。

これで解決！第二種電気工事士筆記試験の疑問と苦手

2015年12月22日第1版第1刷発行

箇所	改正前	改正後
95 ページ 例題① 選択肢ロ	□. 低圧受電で、受電電力の容量が45kW、出力5kWの小出力発電設備を同一構内に設置した旅館	□. 低圧受電で、受電電力の容量が45kW、出力5kWの 小規模発電設備 を同一構内に設置した旅館
95 ページ 例題①の考え方 4行目～	□. 低圧で受電し、小出力発電設備を同一構内に設置しても一般用電気工作物です。	□. 低圧で受電し、 小規模発電設備のうち、一般用電気工作物に該当すると法律で規定されるものを同一構内に設置する場合は、一般用電気工作物です。
95 ページ 例題② 問題文	小出力発電設備は次のうちどれか。	一般用電気工作物となる小規模発電設備 は次のうちどれか。
95 ページ 例題② 選択肢イ	イ. 出力40kWの太陽光発電設備	イ. 出力 5kW の太陽光発電設備
95 ページ 例題② 選択肢ロ	□. 出力20kWの風力発電設備	□. 出力20kWの 水力発電設備
95 ページ 例題②の考え方 1～3行目	小出力発電設備を覚えましょう。 イ. 出力50kW未満の太陽光発電設備 □. 出力20kW未満の風力発電設備	一般用電気工作物となる小規模発電設備 を覚えましょう。 イ. 出力 10kW 未満の太陽光発電設備 □. 出力20kW未満の 水力発電設備
96 ページ これで解決 2行目	②小出力発電設備を覚えましょう。	② 一般用電気工作物となる小規模発電設備 を覚えましょう。
96 ページ 練習問題 選択肢イ	イ. 低圧受電で、受電電力30kW、出力15kWの太陽電池発電設備を備えた幼稚園	イ. 低圧受電で、受電電力30kW、出力 5kW の太陽電池発電設備を備えた幼稚園
96 ページ 練習問題 選択肢ハ	ハ. 低圧受電で、受電電力30kW、出力40kWの太陽電池発電設備と電気的に接続した出力15kWの風力発電設備を備えた農園	ハ. 低圧受電で、受電電力30kW、出力40kWの太陽電池発電設備と電気的に接続した出力15kWの 水力発電設備 を備えた農園
96 ページ 練習問題 解答解説 選択肢イ	イ. 50kW未満の太陽光発電設備を備えた幼稚園は一般用電気工作物です。	イ. 10kW 未満の太陽光発電設備を備えた幼稚園は一般用電気工作物です。
96 ページ 練習問題 解答解説 選択肢ハ	ハ. 太陽光発電設備と風力発電設備の合計が50kWを超えたので一般用電気工作物ではありません。	ハ. 太陽光発電設備と 水力発電設備 の合計が50kWを超えたので一般用電気工作物ではありません。
96 ページ 試験問題 問1 選択肢ロ	□. 低圧で受電するものは、小出力発電設備を同一構内に施設しても、一般用電気工作物となる。	□. 低圧で受電するものは、 出力5kWの小規模発電設備 を同一構内に施設しても、一般用電気工作物となる。
97 ページ 試験問題 問2 選択肢ロ	□. 低圧で受電するものは、小出力発電設備を同一構内に施設しても、一般用電気工作物となる。	□. 低圧で受電するものは、 出力5kWの小規模発電設備 を同一構内に施設しても、一般用電気工作物となる。
97 ページ これで攻略！ 4行目～	②小出力発電設備の中で出力50kW未満まで認められる太陽光発電設備は、よく出題されていますのでしっかり覚えましょう。	② 一般用電気工作物に該当する小規模発電設備 の中で出力 10kW 未満まで認められる太陽光発電設備は、よく出題されていますのでしっかり覚えましょう。
97 ページ 問1 解答解説 選択肢ロ	□. 低圧で受電していれば、小出力発電設備を同一構内に設置しても一般用電気工作物です。	□. 低圧で受電し、 一般用電気工作物に該当する小規模発電設備を同一構内に設置する場合は、一般用電気工作物です。
97 ページ 問2 解答解説 選択肢ロ	□. 低圧で受電し、小出力発電設備を同一構内に設置しても一般用電気工作物です。	
97 ページ 問2 解答解説 選択肢ニ	ニ. 太陽電池発電設備では出力が50kW未満の設備を小出力発電設備といいます。出力が60kWの設備は一般用電気工作物ではありません。	ニ. 太陽電池発電設備は、 出力が10kW未満の設備が一般用電気工作物となる小規模発電設備 です。出力が60kWの設備は一般用電気工作物ではありません。

※法改正の詳細は、次ページをご確認ください。

電気事業法および関連法の改正について

令和5年3月20日、電気事業法および関連法が改正・施行されました。

この改正により、これまでの「小出力発電設備」は「小規模発電設備」に名称が変更され、出力が20kW未満の風力発電設備、10kW以上50kW未満の太陽電池発電設備は、新たに新設された「小規模事業用電気工作物」として事業用電気工作物の区分となります。

また、第二種電気工事士の資格範囲が、従来の「一般用電気工作物（低圧受電設備および小出力発電設備）」から「一般用電気工作物等（一般用電気工作物および小規模事業用電気工作物）」に変更され、一般用電気工事の定義が「一般用電気工作物に係る電気工事」から「一般用電気工作物等に係る電気工事」に変更されました。

弊社発行の電気工事士関連の各書籍につきましては、書籍の記載内容を改正後の内容に置き換えてご使用ください。

電気工作物の区分																														
<p>●改正前</p>	<p>●改正後</p>																													
<p>小規模発電設備（旧：小出力発電設備）の概要</p>																														
<p>●改正前：小出力発電設備（抜粋） 出力電圧 600V 以下，出力の合計 50kW 未満</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>出力</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風力発電設備</td> <td>20kW 未満</td> <td rowspan="5">一般用 電気工作物</td> </tr> <tr> <td>太陽電池発電設備</td> <td>50kW 未満</td> </tr> <tr> <td>水力発電設備*</td> <td>20kW 未満</td> </tr> <tr> <td>内燃力発電設備</td> <td>10kW 未満</td> </tr> <tr> <td>燃料電池発電設備</td> <td>10kW 未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>*最大使用水量 1m³/s 未満（ダムを伴うものを除く）</p>	設備名	出力	区分	風力発電設備	20kW 未満	一般用 電気工作物	太陽電池発電設備	50kW 未満	水力発電設備*	20kW 未満	内燃力発電設備	10kW 未満	燃料電池発電設備	10kW 未満	<p>●改正後：小規模発電設備（抜粋） 出力電圧 600V 以下，出力の合計 50kW 未満</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>出力</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風力発電設備</td> <td>20kW 未満</td> <td rowspan="2">小規模事業用 電気工作物</td> </tr> <tr> <td>太陽電池発電設備</td> <td>50kW 未満 10kW 未満</td> </tr> <tr> <td>水力発電設備*</td> <td>20kW 未満</td> <td rowspan="3">一般用 電気工作物</td> </tr> <tr> <td>内燃力発電設備</td> <td>10kW 未満</td> </tr> <tr> <td>燃料電池発電設備</td> <td>10kW 未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>*最大使用水量 1m³/s 未満（ダムを伴うものを除く）</p>	設備名	出力	区分	風力発電設備	20kW 未満	小規模事業用 電気工作物	太陽電池発電設備	50kW 未満 10kW 未満	水力発電設備*	20kW 未満	一般用 電気工作物	内燃力発電設備	10kW 未満	燃料電池発電設備	10kW 未満
設備名	出力	区分																												
風力発電設備	20kW 未満	一般用 電気工作物																												
太陽電池発電設備	50kW 未満																													
水力発電設備*	20kW 未満																													
内燃力発電設備	10kW 未満																													
燃料電池発電設備	10kW 未満																													
設備名	出力	区分																												
風力発電設備	20kW 未満	小規模事業用 電気工作物																												
太陽電池発電設備	50kW 未満 10kW 未満																													
水力発電設備*	20kW 未満	一般用 電気工作物																												
内燃力発電設備	10kW 未満																													
燃料電池発電設備	10kW 未満																													
<p>第二種電気工事士の資格範囲</p>	<p>電気工事士法 第3条第2項（電気工事士等）</p>																													
<p>●改正前 一般用電気工作物に係る電気工事</p>	<p>●改正後 一般用電気工作物等に係る電気工事 (※第二種電気工事士の資格範囲は改正前と変わらない。)</p>																													
<p>電気工事の定義</p>																														
<p>●改正前 「電気工事」とは、一般用電気工作物又は 自家用電気工作物を設置し、又は変更する工事をいう</p>	<p>●改正後 「電気工事」とは、一般用電気工作物等又は 自家用電気工作物を設置し、又は変更する工事をいう</p>																													